



# 環境教育等促進法の運用状況等について

令和7年度 地方公共団体環境教育担当者会議

2026年3月

環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室 室長補佐 長岡 千恵



- 1 環境教育等促進法・基本方針
- 2 環境教育等促進法の諸制度の状況
- 3 学校における環境教育の推進について
- 4 環境教育等促進法及び基本方針施行状況調査結果（令和5年度）について
- 5 参考情報（内閣府世論調査と「体験の機会のある場」認定手続）



---

# 1 環境教育等促進法・基本方針

---

# 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）

平成15年公布・施行、平成23年改正（公布・施行）（議員立法）

文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の5省共管

## ○目的（法1条）

持続可能な社会の構築に向け、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について、基本理念を定め、国民、民間団体等、国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を規定。

## ○基本理念（法3条）

- 国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、対等な立場で相互に協力して実施。
- 経済社会との統合的発展、循環型社会形成の重要性を考慮。
- 体験活動を通じて、生命を尊び、自然を大切に、環境保全に寄与する態度を醸成。
- 国土の保全、産業との調和、地域住民の生活の安定、文化・歴史の継承等に配慮。

## ○基本方針の策定（法7条）

平成24年6月「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」閣議決定。

## 環境教育等の基盤強化

### ○環境教育等支援団体の指定（法10条の2）

各主体による環境教育等の取組を支援する非営利団体を環境教育等支援団体として国が指定。

### ○人材認定等事業の登録（法11条）

民間事業者が行う環境教育等指導者の育成認定、環境教育等に関する教材の開発等の事業を、国が登録し、公示。

## ○地方自治体による推進枠組み（法8条）

環境教育等の取組推進の行動計画の作成と計画策定等に際しての地域協議会の設置。

## ○体験の機会の場の認定（法20条）

土地所有者等が提供する自然体験等の機会の場について、安全性等の要件を満たすことを都道府県知事が認定。

## ○協働取組推進のための枠組み（法21条の4,5）

行政機関及び国民、民間団体等の関係主体による、環境保全に係る協働取組の協定の締結。



## ○国民、民間団体等、行政機関の責務（法4条～6条）

- 国民、民間団体等：家庭、職場、地域等において環境教育等を自ら進んで実施。
- 国、地方公共団体：相互の役割分担の下、環境教育等に関する施策を実施。

## ○学校教育等における環境教育の充実（法9条）

- 発達段階に応じて、体系的な環境教育が行われるよう、情報の提供、教材の開発、教育職員の資質向上のための措置を実施。
- 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備・活用。

## ○その他

- 雇用する者に対する環境教育等の実施
- 職場における学生の就業体験等への配慮
- 顕著な功績のある者に対する表彰 等

附則 法施行後5年を目途とした検討 等

# 環境教育等の推進に関する基本的な方針の概要について

- 環境教育等促進法第7条に基づき定める政府の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針。
- 平成30年6月に変更（閣議決定）され、変更後の基本方針では、改定後5年を目途に、基本方針の改定等必要な措置を講じるとされている。
- 令和5年6月から有識者による環境教育等推進専門家会議（全6回）において変更案を議論し、パブリックコメント等を経て、令和6年5月14日閣議決定。

## 環境教育等を取り巻く現状

- 昨今の異常高温等の**気候変動の危機**を踏まえ、我が国は**2050年カーボンニュートラルの実現**をはじめとした**持続可能な社会への変革が急務**
- **新型コロナウイルス感染症拡大**の影響、小中学校での「GIGAスクール構想」により、ICTの利活用の進展による**国内外等の学びの可能性の拡大**
- SDGsの普及も背景とした、「誰一人取り残さない」**公正な社会の実現**を目指すことの世界的な認識の高まり
- **社会変革における若者の参画**、環境教育等に取り組む人材の確保・育成、**教職員等の負担軽減**、環境教育の機会均等の必要性

## 持続可能な社会への変革に向けた①環境保全活動、②環境教育、③協働取組の方向性

### ①環境保全活動

気候変動の危機に対応するため、全ての大人や子ども、家庭、民間団体、事業者、行政等の**あらゆる主体による自発的な取組**によって、

個人の変容



組織や社会経済システムの変革に連動

### ②環境教育

ESD（持続可能な開発のための教育）の考え方を踏まえ、環境・経済・社会の統合的向上と、具体的な変革に向けた行動促進の視点から、

体験活動

＋多様な主体同士の対話と協働、ICTの活用を通じた学びを様々な機会で推進することが重要

### ③協働取組

地域の実情や課題等に応じた**中間支援機能**を軸とする協働ガバナンスに基づき、多様な主体が対等な立場で参画する対話と信頼関係構築、共通理解といった**協働のプロセス**を、様々な地域において実践し、**持続可能な社会への変革**につなげていくことが重要

公正で持続可能な社会への変革と一人ひとりの変容を実現し、**地域循環共生圏**の創造と、人々の**ウェルビーイングにつなげていく**ことが重要

# 環境教育、協働取組の主な推進策

## 1. 学校等における環境教育

- ユネスコスクールの普及やエコスクール・プラスの推進を通じたホールスクールアプローチによる学校における環境教育の一層の推進  
— ユネスコスクールにおけるESD推進拠点としての活動成果の発信等の割合（令和4年度：80.4%）を向上させるように努める—



- 学校での修学旅行等について、地域の自然や文化を体験する貴重な学びの機会になることから、その地域でしか実施できない体験活動の実践が重要



## 2. 中間支援機能を活用した環境教育・協働取組

- ESD活動支援センター、GEOC、EPO※を中心とした中間支援機能を活用した、環境教育・協働取組の充実、人材の育成
  - 学校内外での対話と協働による学びの推進に向け、学校の教職員の負担軽減と教育の質向上の両立を図るため、ESD活動支援センターにおける相談窓口の周知を図って、その相談対応件数を令和10年度に令和4年度（438件）比で倍増を目指すことにより、ESD活動支援センターの認知度を向上させ、学校と地域等をつなぐ中間支援機能をより一層充実させる
  - 持続可能な地域づくりにつながる協働のプロセスを通じた協働取組の実践支援、中間支援機能を担う人や組織の発掘・育成等を通じた協働取組の普及・拡大



※GEOC：地球環境パートナーシッププラザ、EPO：地方環境パートナーシップオフィス

## 3. 幅広い場での環境教育や質の高い環境教育の充実・推進

- 環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」の積極的活用

- 国立公園や農山漁村地域等での体験活動の推進

- |                   |                        |                   |
|-------------------|------------------------|-------------------|
| • 国立公園等での自然体験活動   | • 都市公園等の整備や青少年教育施設への支援 | • ロングトレイルの活用      |
| • 子ども農山漁村交流プロジェクト | • 「子どもの水辺」再発見プロジェクト    | • 「緑の少年団」活動の支援    |
| • 「遊々の森」の設定       | • 水田や水路等の活用            | • 学校・園庭ビオトープづくり 等 |

- 「自然共生サイト」等との連携

- ユネスコエコパーク等及びラムサール条約湿地での取組

- グリーンインフラの取組による学びの推進

- 「みどりの食料システム戦略」に基づく環境負荷低減の努力の「見える化」等の取組の推進等



## 4. 若者の社会変革への参加の促進

- 若者に対する、対話や協働、ネットワークや学びの機会創出等を通じ、社会変革への参画の促進につなげる

# 文部科学省と連名で全国の教育委員会等に対して、基本方針の変更に際して、環境教育の一層の充実について、周知



## ■ 文部科学省との連名通知「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」の変更について」の発出（R6.5.14）



（関係通知等）

- **趣旨** 令和6年5月14日、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」の変更が閣議決定されたことを受け、環境省と文部科学省の連名で、全国の教育委員会等に対し、基本方針の概要や留意点について通知を発出。

あらゆる主体・世代において、**体験活動を通じた学び、立場や世代、価値観等が異なる人との対話を通じた学び合い、ICTの活用による国内外の空間的制約を超える学び合い**等を通じて、環境教育等に一層取り組んでいただくとともに、とりわけ下記の事項について格段の御配慮をいただきたく、お願い申し上げます。

（略）  
必要に応じて、**既存の行動計画の見直し、あるいは新たな行動計画の積極的な策定**等についてご配慮いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 1 学校におけるESD活動支援センター等中間支援機能の積極的な活用について

近年の気候変動問題を始めとした環境問題の深刻化を受け、改定後の基本方針では、持続可能な社会の実現のためには、立場や価値観の異なる多様な主体・世代の間の対話と協働を通じて、個人の変容と社会や組織の変革を連動していくことが重要。

その上で、環境教育においては、こうした対話と協働を通じた学びを実践するため、**人的・物的資源や情報などを各主体に的確に提供し、対話の場を創造するなどの中間支援機能を担う組織等の存在が必要**。

一方、こうした対話と協働を通じた学びを実践するに当たっては、その調整に時間や労力がかかることから、改定後の基本方針では、**教職員の負担を軽減しながら教育の質や効果を高めていく具体的方策**として、文部科学省と環境省の共同事業として設置した**ESD活動支援センターを活用**。

ESD活動支援センターは、全国センター及び地方8センターとして設置されており、全国約190の地域ESD活動推進拠点と連携してESD推進ネットワークを構築する環境教育・持続可能な開発のための教育（ESD）の推進拠点であり、学校と地域、企業等をつなげる中間支援組織として、環境教育等に関する相談対応や、各主体同士の学び合いを促す取組等多くの経験と知見を有している。

**学校等におけるESDの推進等に当たって、ESD活動支援センターを積極的に活用を。**

### 2 学校での修学旅行等における体験活動の充実について

環境教育の実践においては、知識の一方通行に終始させるのではなく、立場や状況、価値観が大きく異なる人との出会いや、大自然の景観や生態系・動植物、地域の文化・歴史・暮らしを体験する過程を通じて、環境や持続可能性に関わる問題を自分事化し、自らの暮らしとの関係について気づくことが重要。

改定後の基本方針では、これらを踏まえ、**「日常での体験に加え、旅などの非日常的な体験において感動や学びを引き出すこと」**を、環境教育の実践において大切にしたい点の一例として位置付け。

この点において、学校では、修学旅行等がこうした体験活動を実践する有用な機会として、改定後の基本方針においても、修学旅行等で国立公園や青少年教育施設等を活用することなどを通じて、その地域でしか実施できない自然や文化の体験活動を実践することが重要。

児童生徒等の非日常における体験活動を一層充実させるためにも、改定後の基本方針の趣旨を踏まえ、**学校での修学旅行等における体験活動の充実**。

### 3 「体験の機会の場」の積極的な利用と認定促進について

「体験の機会の場」は、安全性の基準を満たし、質の高い体験活動を提供する場として、環境教育等促進法に基づき都道府県知事等が全国で33か所を認定（令和6年4月1日時点）。

基本方針では、体験活動は、環境意識の形成に向けた重要な学習方法として位置付けられており、自尊感情や創造性の向上も期待。

これらを踏まえ、**「体験の機会の場」を、学校の授業のほか、教職員や地方公共団体等の職員に対する研修の場として利用するなど、積極的な利用を。**

また、個人又は民間団体等が所有等する土地又は建物を体験活動に利用している場合は、**「体験の機会の場」認定制度について、当該所有者等に積極的に働きかけるなど、一層の御協力を。**

---

## 2 環境教育等促進法の諸制度の状況

---

## 環境教育等促進法に基づく主な制度

- 環境教育等促進法に基づき、環境省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の5省で実施。

### 環境教育等支援団体指定制度（法10条の2）

- 環境保全活動、協働取組等を行う国民や民間団体等を支援する事業を行う団体を、団体からの申請を受けて国が指定する制度。
- 令和8年3月1日現在8団体指定。



### 人材認定等事業登録制度（法11条）

- 民間における環境人材の円滑な活用等を目的として、全国で行われている環境教育等の指導者等を育成、認定する事業又は環境教育等に関する教材を開発する事業について、事業者の申請を受けて国が登録する制度。
- 令和8年3月1日現在52事業登録。令和6年度の登録事業利用者等数は22,930人。



学校や企業等へ講師・アドバイザー等として指導・助言

NPOや市民団体等で一般市民にガイド等を実施

ボランティアとして自ら環境保全活動を実施

キャリアアップ、スキルアップとして進学・研究・転職に活用

本業において環境的な知見を活かした専門的な業務を担当



### 体験の機会の場認定制度（法20条）

- 「体験の機会の場」とは、土地又は建物の所有権等を有する国民や民間団体が、その土地又は建物において、体験活動を提供する場合に、申請に基づき、都道府県知事等の認定を受けることのできる制度。
- 令和8年3月1日現在37か所認定。令和5年度の「体験の機会の場」の利用者数は43,009人。



### 協働取組推進のための協定の締結制度（法21条の4、21条の5）

- 国、地方公共団体、国民、民間団体等との間で、適切な役割分担を踏まえた協働取組を推進するため、協定の締結を可能とする制度。
- 民間同士で協定を締結する場合は、都道府県知事等への届出が可能。

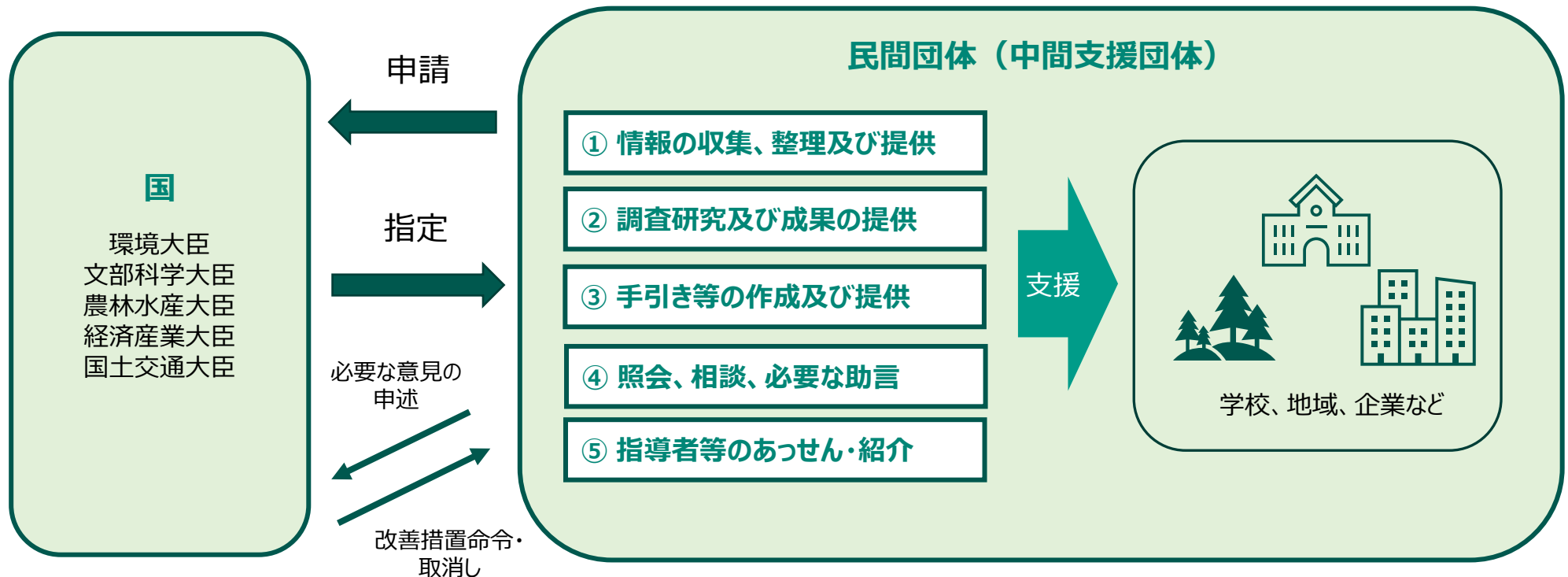


# 環境教育等支援団体指定制度

- 環境保全活動、協働取組等を行う国民や民間団体等を支援する事業を行う団体を、団体からの申請を受けて国が指定する制度。（環境教育等促進法第10条の2）
- 令和8年3月1日現在8団体指定。



## 環境教育等支援団体指定制度の仕組み



### <環境教育等支援団体の例>

- ・「特定非営利活動法人環境カウンセラー千葉県協議会」、「公益財団法人日本環境協会」（こどもエコクラブ）、「一般社団法人シンク・ジ・アース」、「体験の機会の場合研究機構」など

## 環境教育等支援団体指定制度で指定されている団体の事業の例



### 地域密着した環境保全活動と環境教育支援事業／H26年度指定／特定非営利活動法人環境カウンセラー千葉県協議会

・**事業内容**：環境に関する専門知識と豊富な経験を持つ環境カウンセラーが主体となり、地域ニーズに応じた環境保全活動や環境教育等の支援を行う。

（例）地球温暖化問題に関する最新資料と情報を整理し、環境教育資料として提供、地域の太陽光発電システム設置後の実態調査等、千葉県内の中小企業の環境経営の支援、広範囲な人を対象とした環境教育の企画立案・オリジナル教材作成と学習会等の開催など。

・**活動実績（支援者数）**：R6年度 414人（うち学校関係者179名）

・**URL**： <http://ecchiba.sakura.ne.jp/>



### こどもエコクラブ／H26年度指定／公益財団法人日本環境協会

・**事業内容**：子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的として、子どもたちが地域の中で主体的に行う継続的な環境保全活動や環境学習を支援する。

（例）こどもエコクラブの活動レポート等の公開、大人（サポーター）を対象としたアンケート、大人（サポーター）及び自治体担当者（コーディネーター）向けの指導の手引きの作成など。

・**活動実績（支援者数）**：R6年度 118,172名（うち学校関係者50,122名）

・**URL**： <http://www.j-ecoclub.jp/>



### 自然から学ぶ気候変動適応教育、地域の未来を創造する担い手を育む支援事業／R5年度指定／一般社団法人地方創生機構

・**事業内容**：海洋調査等を通じて得られた知見等を生かした環境教育教材の開発・提供及び相談並びに講師の斡旋・紹介等事業

（例）ESD・SDGs・探究・地域探検・生業教育を統合した実践型教育イベント「地域が育む学びの冒険 Eco Quest」の開催

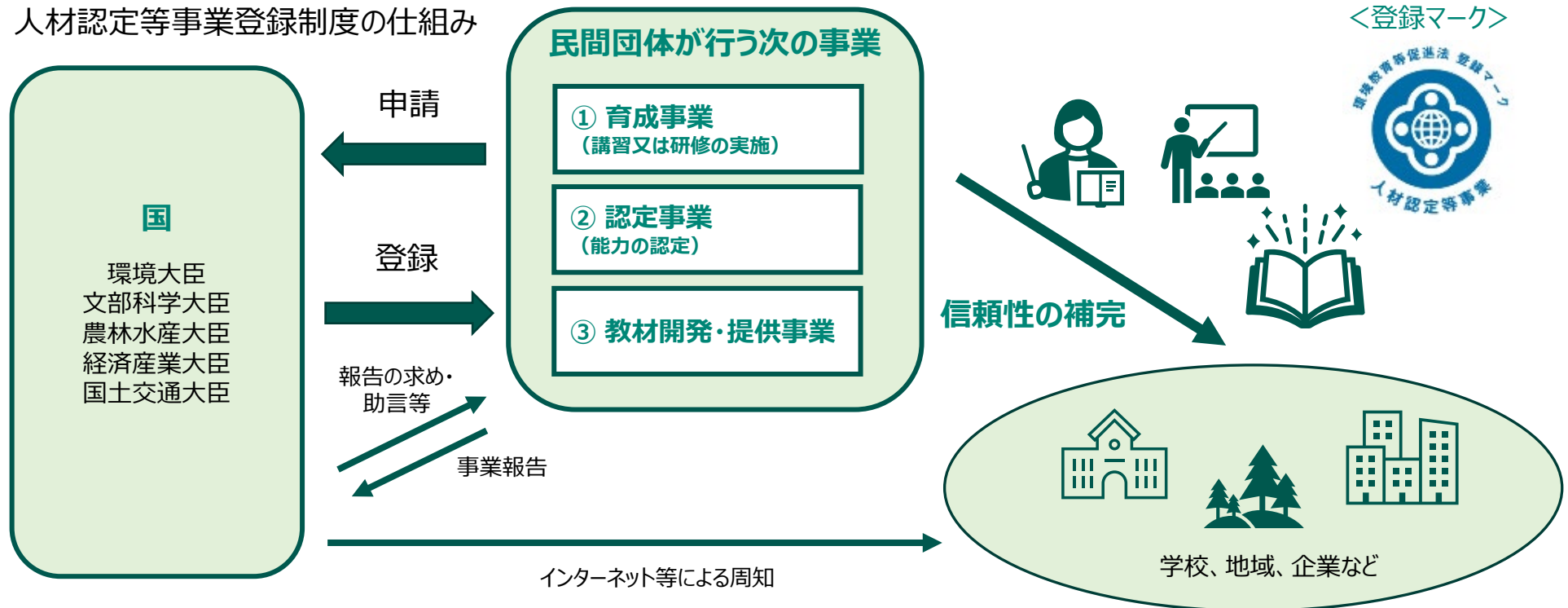
・**活動実績（支援者数）**：R6年度 10,028名（うち学校関係者100名）

・**URL**： <https://chihosousei.com/>

# 人材認定等事業登録制度

- 民間における環境人材の円滑な活用等を目的として、全国で行われている環境教育等の指導者等を育成、認定する事業又は環境教育等に関する教材を開発する事業について、事業者の申請を受けて国が登録する制度。（環境教育等促進法第11条）
- 令和8年3月1日現在52事業登録。令和6年度の登録事業利用者等数は22,930人。

## 人材認定等事業登録制度の仕組み



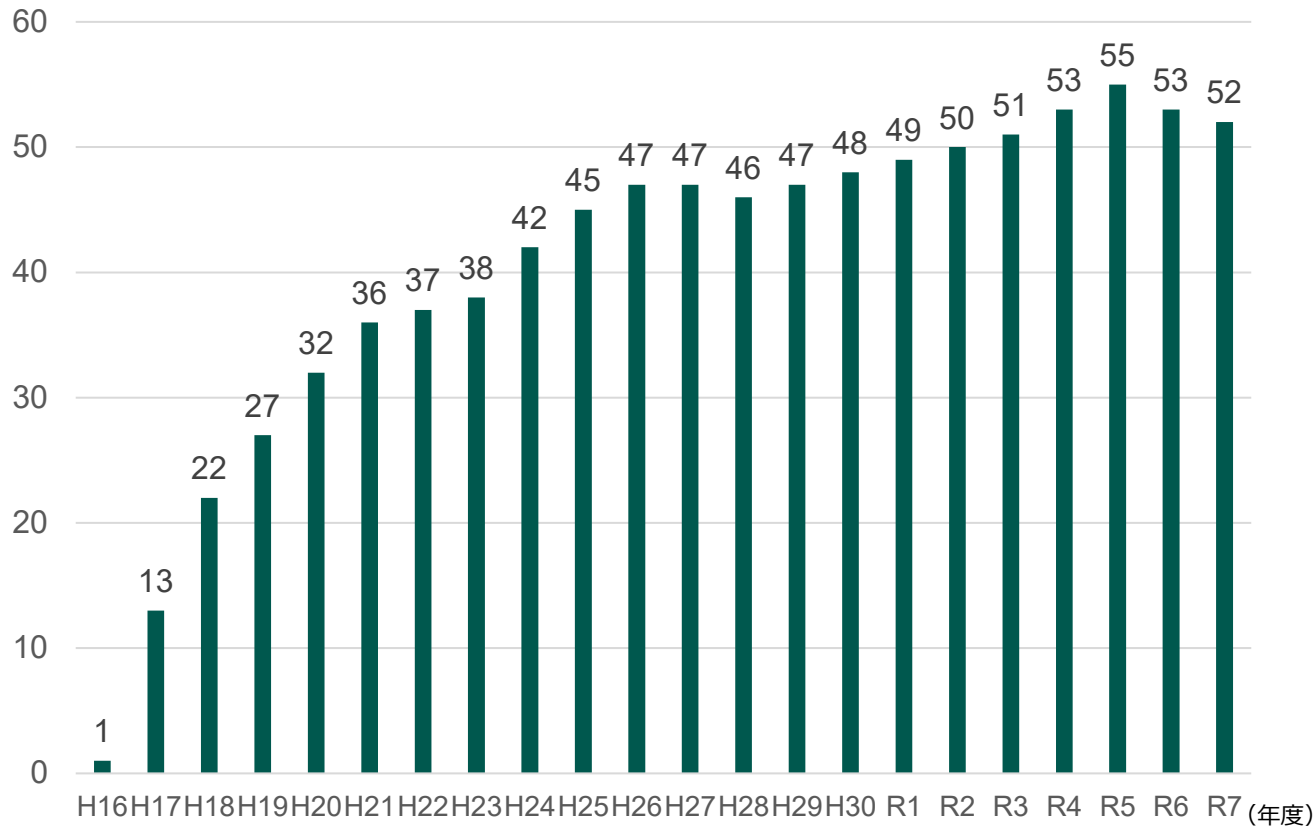
## 〈登録人材認定等事業の例〉

- ・「森林インストラクター資格試験」、「こども環境管理士資格試験」、「ビオトープ管理士セミナー」、「環境経営士養成講座」、「廃棄物管理士講習会」、「マンガとすごろくで学ぶ！環境学習教材開発事業」など

# 人材認定等事業の登録・認定数は近年は横ばい。

(事業)

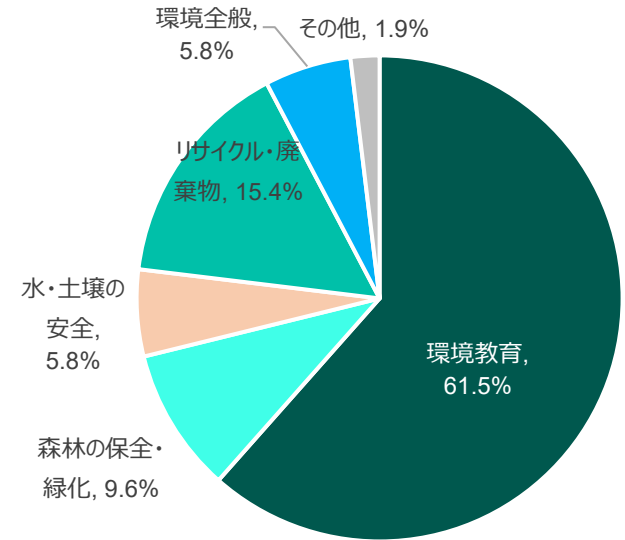
## 人材認定等事業登録事業数の推移



■ 年度末現在登録事業数

※R7年度はR8.3.1現在の数値

## 事業分野の割合 (R8.3.1現在)



# 人材認定等事業登録制度に登録されている事業の例

## ● 育成事業



### ビオトープ管理士セミナー／H25年度登録／公益財団法人日本生態系協会

- ・事業内容：「ビオトープ管理士」になるために、自然と伝統が共存する持続可能なまちづくり・くにづくりに必要とされる基本的な知識や技能を学ぶセミナー。ビオトープ管理士資格試験を受験しない方でも、SDGsへの取組や30 by 30の推進などといった環境問題に一步踏み込んだ勉強をすることが可能。
- ・育成者数：2,529名（～R6年度）
- ・URL：[http://www.biotop-kanrishi.org/biokan\\_06.htm](http://www.biotop-kanrishi.org/biokan_06.htm)

## ● 認定事業



### うちエコ診断士資格試験／R3年度登録／一般社団法人地球温暖化防止全国ネット

- ・事業内容：地球温暖化問題や家庭部門の温暖化防止対策の知識を有し、家庭における地球温暖化防止対策についてのアドバイス、提案ができる専門家を試験によって認定する事業。また、スキルの継続と向上を目的に資格取得から2年ごとに家庭部門の地球温暖化防止対策に関する最新情報や個人情報・倫理規程等に関する知識を更新するための、資格更新研修も実施。
- ・認定者数：2,399名（～R6年度）
- ・URL：<https://www.zenkoku-net.org/>

## ● 教材開発・提供事業



### マンガとすごろくで遊ぶ！環境学習教材開発事業／R3年度登録／加山興業株式会社

- ・事業内容：小学4年生以上を対象にした環境教育に関する教材（①～③）を開発し、工場見学来場者やセミナー参加者、愛知県豊川市内小学校に提供。①「テラノさんとぼく」：「社会にはなぜルールがあるのか」を学習することから始まり、現在の問題点や現状の把握を通して、未来のためにできることを考えてもらう冊子・WEB教材、②「テラノさんと〇〇さんとぼく」：SDGsに触れながら、ごみ問題について気付き、分別やリサイクルなど身近にできることを考えてもらう冊子。③SDGsすごろく：すごろくを楽しみながらSDGsについて学んでもらう冊子・WEB教材。
- ・教材提供数：18,526部（～R6年度）
- ・URL：<https://www.kayama-k.co.jp/>

教材のダウンロードは  
こちらから可能



# 認定者等のその後の活動状況の例

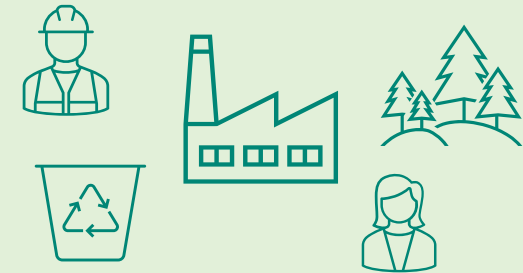
## 学校や企業等へ講師・アドバイザー等として指導・助言

(例) うちエコ診断士資格試験、環境再生医資格認定、環境インストラクター認定、水俣病教育指導員育成事業、「植生アドバイザー」育成事業、環境経営士養成講座、グリーンセイバー（マスター）検定試験 等



## 本業において環境的な知見を活かした専門的な業務を担当

(例) 廃棄物管理士講習会、産業廃棄物適正管理能力検定、エアコンクリーニング廃液処理技術者認定資格試験事業、こども環境管理士資格試験、林業技士（森林環境部門）養成事業、遮水工管理技術者認定事業、環境アセスメント士、ビオトープ管理士資格試験 等



### 登録を受けた 人材育成・認定事業



## NPOや市民団体等で一般市民にガイド等を実施

(例) 環境教育指導者養成セミナー-清里インタープリテーションセミナー & 体験学習法セミナー、グリーンセイバー（マスター）検定制度 等



## キャリアアップ、スキルアップとして進学・研究・転職に活用

(例) 環境管理士育成講座、産業廃棄物適正管理能力検定、インタープリター入門講座、植生アドバイザー 等



## ボランティアとして自ら環境保全活動を実施

(例) 自然観察インストラクター養成講座、川に学ぶ体験活動指導者の育成に関する事業、環境経営士養成講座 等



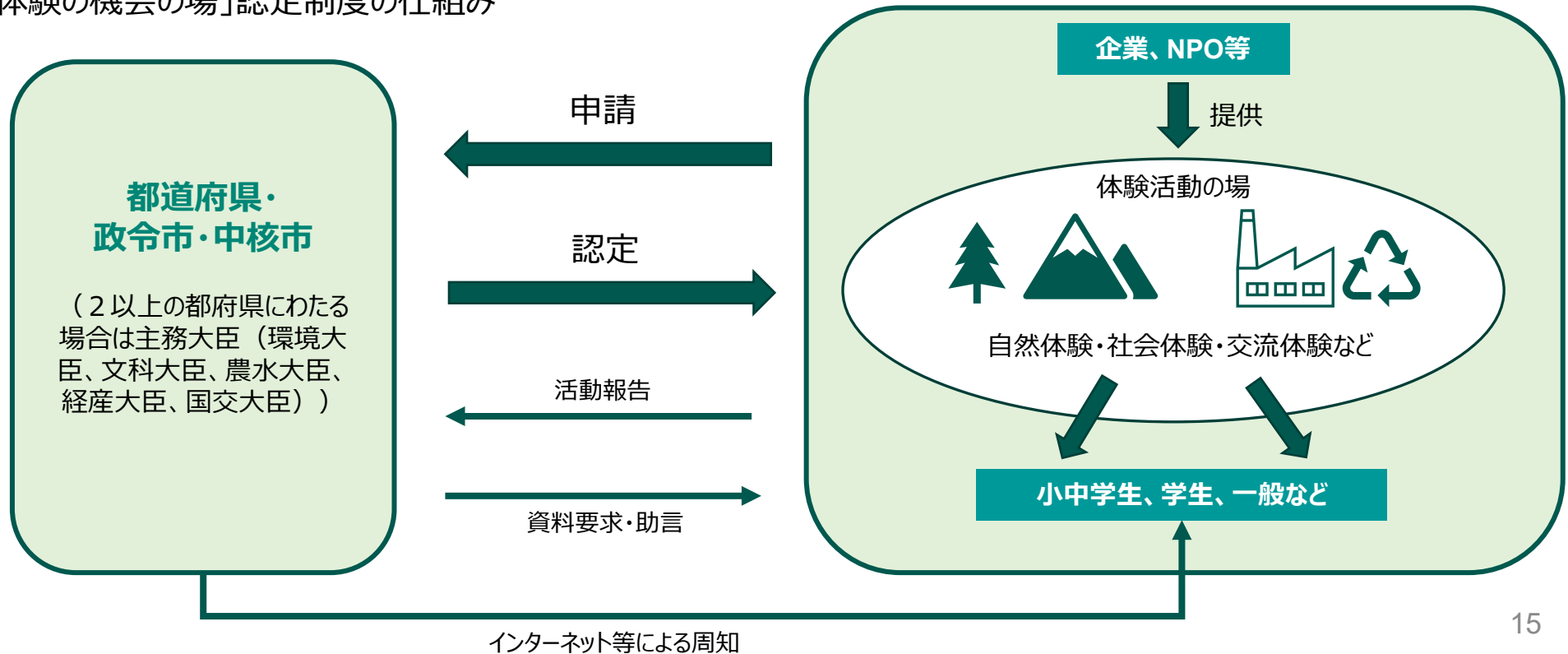
# 体験の機会の場認定制度

- 「**体験の機会の場**」とは、土地又は建物の所有権等を有する**国民や民間団体**が、その土地又は建物において、体験活動を提供する場合に、申請に基づき、**都道府県知事等の認定**を受けることのできる制度。（環境教育等促進法第20条）
- 平成23年の法改正の際に法定化。平成30年6月の環境教育等促進法基本方針の改定では、体験活動を、**自然体験、社会体験、生活体験、交流体験など幅広い活動**として捉え直し、「体験の機会の場」を「**地域や国を越えた交流の拠点**」として活用していくことを共有。
- 令和8年3月1日現在37か所認定。令和5年度の「体験の機会の場」の利用者数は43,009人。



<認定マーク>

## 「体験の機会の場」認定制度の仕組み



# 「体験の機会の場」認定状況（R8年3月現在）

## 背景・必要性

- 環境教育等促進法に基づく体験の機会の場認定制度は、土地又は建物の所有権等を有する国民や民間団体が、その土地又は建物で体験活動を提供する場合に、申請に基づき、都道府県知事等の認定を受けることができる制度。
- 森林や里山などの自然体験の場のほか、見学受入れや体験を行うエネルギー関連施設、環境に配慮して運営されている工場や施設、私立学校等が市民講座を実施している場などが認定されており、幅広い分野にわたって認定を取得することが可能。

【大阪市】  
○あおぞら財団附属 西淀川・公害と環境資料館(エコムース)

【鳥取県】○ 三光株式会社 潮見コンビナート R7.10

【松江市】  
○ 三光会社 江島工場 R7.6  
○ アースサポート株式会社 R7.10

【岡山市】  
■ 藤クリーン株式会社リサイクルセンター  
【倉敷市】  
○ みずしま資料交流館 あさがおギャラリー

【広島県】■ 株式会社オガワエコノス本山工場

【山口県】  
○ ダチョウによる食品リサイクルループの仕組みと食品ロスについて  
■ 海岸漂着物で作るクラフトアート

【徳島県】● YMCA阿南国際海洋センター

【高知市】● 株式会社相愛

【佐賀県】● いまり「こまなきの里山」

【宮崎県】● しゃくなげの森

【大分県】● くじゅう九電の森

## 認定された「体験の機会の場」 37か所

- 自然体験
- 社会体験
- 自然体験及び社会体験



「体験の機会の場」  
認定制度マーク

【浜松市】 ■ 地球のたまご ● 里の家

【愛知県】  
● KAYAMAファーム ○ 市田プラント

【京都府】  
○ 株式会社京都環境保全公社 瑞穂環境保全センター  
【京都市】  
○ 株式会社京都環境保全公社 伏見環境保全センター  
● 武田薬品工業株式会社 京都薬用植物園

【北海道】  
● 雨煙別小学校 コカ・コーラ環境ハウス

【秋田県】  
○ 能代火力発電所および能代エナジウムパーク

【福島県】  
● 里山林・自然塾  
● 三菱製紙株式会社エコシステムアカデミー白河山荘  
及び白河甲子の森

【栃木県】  
● モビリティリゾートもてぎ ハローウッズ

【群馬県】  
● チノービオトープフォレスト  
【前橋市】  
■ サンデンフォレスト  
○ モノ：ファクトリー

【千葉県】  
● 森の墓苑

【埼玉県】  
■ 石坂産業株式会社くぬぎの森環境塾

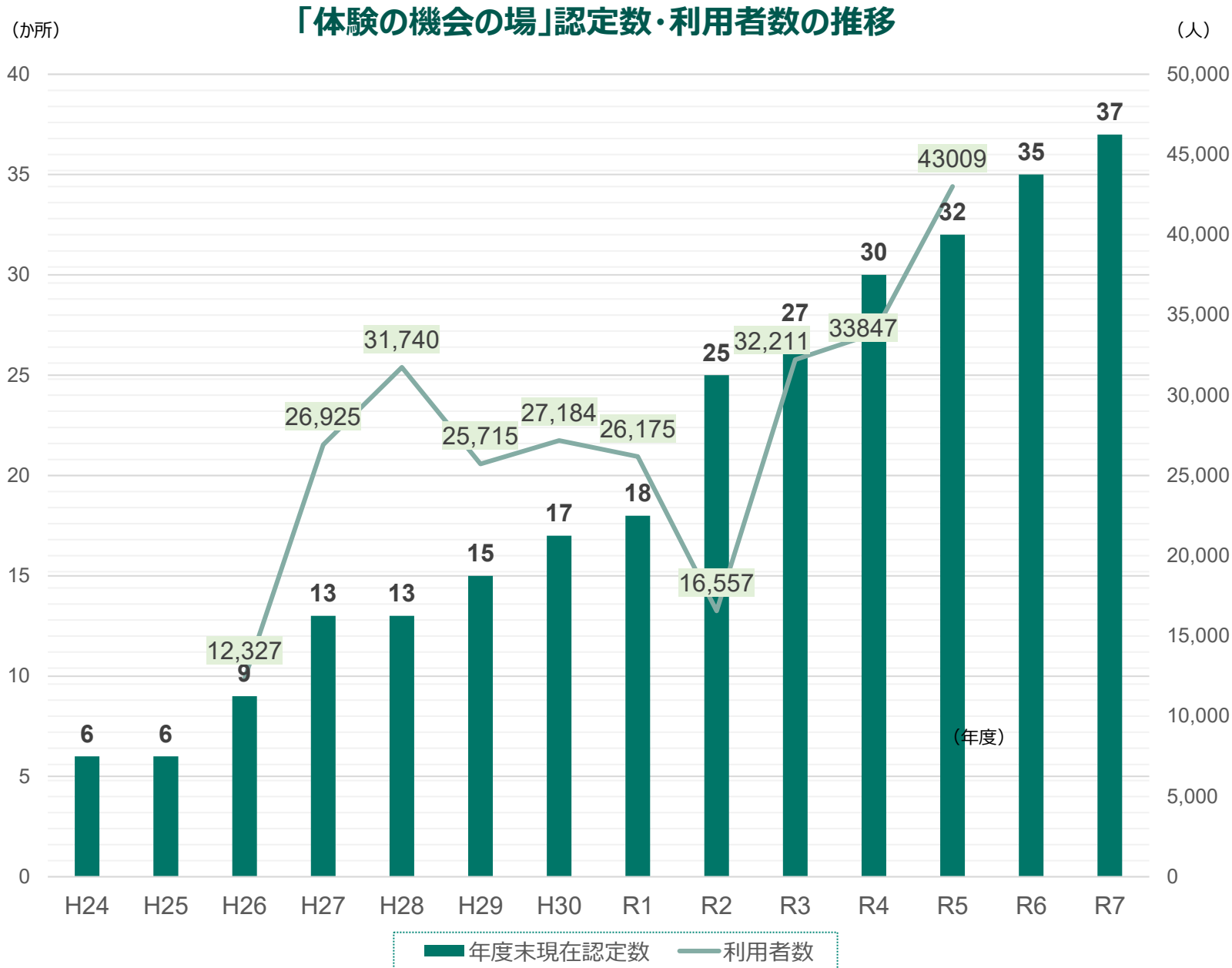
【八王子市】  
● 佐川急便「高尾100年の森」

【川崎市】  
○ レゾナック川崎事業所  
○ 株式会社ショウエイ  
● 明治大学黒川農場

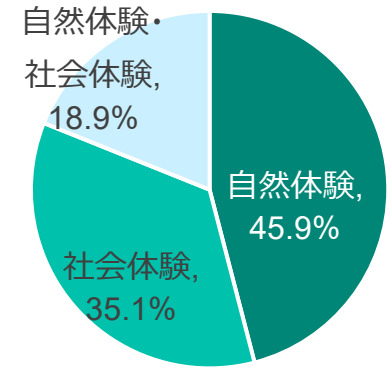
【山梨県】  
● 清泉寮新館及びキャンプ場を含むその周辺の森林

【長野市】  
■ Workcation Place花伝舎

「体験の機会の場」の認定数はゆるやかに増加。  
令和3年度以降、利用者は増加傾向。



### 体験活動の割合 (R7.3 現在)



# 「体験の機会の場」の充実・拡大に向けた主な取組

## 2017年度 (H29)

- 「教職員等環境教育・学習推進リーダー育成研修」、環境教育行政研修での活用（現在まで）
- 「体験の機会の場」研究機構との協定締結

## 2018年度 (H30)

- **旧・環境教育等促進法基本方針の変更を閣議決定** ※「地域や国を越えた交流拠点」と位置付け、認定
- 省令・申請要領の改正（※申請要件の緩和（従事経験年数3年以上→1年以上）、認定基準の明確化、申請書類の簡素化）



▲「体験の機会の場」研究機構との協定締結

## 2019年度 (R1)

- 認定制度事例集の作成 ● **認定シンボルマークの作成**
- 認定企業・未認定企業に対するアンケート調査の実施
- Green Blue Education Forumコンクールの共催

## 2020年度 (R2)

- 省令・申請要領の改正（※申請・認定書類への押印を不要）
- 体験活動を通じた環境教育／「体験の機会の場」コンセプトムービーの制作



▲認定制度事例集の作成



▲プロモーションサイトの公表

## 2021年度 (R3)

- 第2回Green Blue Education Forumコンクールの共催
- 「体験の機会の場」プロモーションムービーの公表

## 2022年度 (R4)

- 「体験の機会の場」プロモーションサイトの公表
- 第3回Green Blue Education Forumコンクール・シンポジウムの共催
- **「体験の機会の場」研究機構との協定締結（更新）**

## 2023年度 (R5)

第4回Green Blue Education Forumコンクールの共催

## 2024年度 (R6)

- Green Blue Education Forum 2024の共催

## 2025年度 (R7)

- 大阪・関西万博でのGreen Blue Education Forum 2025の共催



▲Green Blue Education Forum 2025

---

## 3. 学校における環境教育の推進について

---

# 教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修

持続可能な社会の構築を目指し、学校や地域で環境教育・学習を実践・推進するリーダー的人材の育成を目指す。

## <カリキュラム・デザインコース>

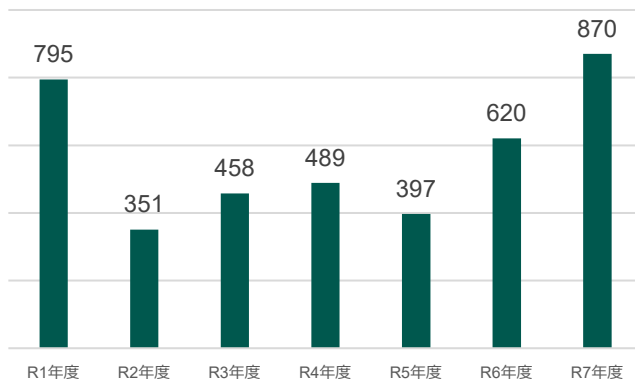
- 目的：学校におけるESDの視点を取り入れた**カリキュラム・マネジメント等の実践力向上**
- 対象：小学校・中学校・高等学校等の**教職員、教職課程履修中の学生、教育行政担当者**
- 形態：**集合型研修（オンライン、対面）**と**講師派遣型研修**
- 内容：ESDの視点を取り入れた年間指導計画、年間計画づくり

## <プログラム・デザインコース>

- 目的：①企業と学校等との連携による**環境教育プログラムの実践力向上**  
②環境教育における**体験活動プログラムの実践力向上**
- 対象：民間企業、NPO/NGO等の環境教育担当者、環境教育・ESDに関心のある大学生、外部連携に関心のある教職員等
- 会場：①オンライン、②体験活動を実践している企業・団体（「**体験の機会場**」等）や**国立公園、ラムサール条約登録湿地、社会教育施設**
- 方法：①学校等と連携したプログラムの在り方についての講義、事例の共有  
② ①に加えて、**体験プログラムの体験、グループワーク**



参加者数の推移



## 受講者の感想

- ・ESDが特別なものではなく、どの教員でも実践可能で重要な教育として、全教員の理解を得られたと感じた。
- ・あっという間に時間が過ぎ、とても楽しい研修だった。教員全体が同じ方向を目指すことで、生徒たちの気持ちの変化、意欲の向上に繋がると思うので、きっかけとして良かったなと思った。
- ・学校への出前授業をする際に、研修でお聞きした情報を参考に内容をブラッシュアップすることができました。

## 講師派遣型研修について

学校、教育委員会、地方公共団体等からの希望を受け、講師を派遣して、講義・グループワークを行うもの。なお、講師に係る謝金や旅費、資料印刷費等の諸費用は研修運営事務局で負担しますので、会場借料を除き、講師派遣先団体・参加者側の御負担はなし。

## <実施条件>

- ・ 参加者約20名以上の確保
- ・ 研修時間を2～6時間程度の確保
- ・ 研修会場（会議室等）の確保
- ・ 2回のアンケート（事後及びフォローアップ）への協力

# 環境省作成 新環境教育教材のご案内



環境省において、令和3年度に、  
小・中学校向けの環境教育教材を  
作成しました。ぜひご活用ください！

## 教材の概要

[https://policies.env.go.jp/policy/eco/lib/env/cn\\_education/](https://policies.env.go.jp/policy/eco/lib/env/cn_education/)

- (1) 「脱炭素教材」  
脱炭素社会を目指す基礎知識についての動画教材及び授業での活動を例示する資料等により構成しています。(Webページに掲載していますので適宜ダウンロード等によりご活用ください)
- (2) 「学びの地図」  
学習指導要領において環境教育に関連するとされる各教科の内容を整理した「学びの地図」をESDモデルプログラム(授業展開例・実践例)と関連付けて再構成し、環境教育・ESD実践の参考となるWebページとなっています。

小学校及び中学校で本教材が活用されるよう、本教材の紹介用パンフレットを作成し、都道府県・市区町村教育委員会宛てに送付しています。





# 環境教育・ESD実践動画100選

<https://policies.env.go.jp/policy/eco/jissendoga/kokai/>



- 学校や社会教育施設等での教育現場では、環境教育・ESDの実践についてハードルが高いと感じる関係者等が少なくない。また、実践者も実践者同士の関わりが薄く、孤軍奮闘している状況。
- そこで、環境教育・ESDの実践イメージを共有すべく、実践事例を短編動画として公募の上、優良事例を「環境教育・ESD実践動画100選」として公表・周知することで、質の向上、取組の推奨、交流・ネットワークづくりを支援。
- 初年度である令和5年度は、81件の動画を選定。令和6年度は36件の動画を選定し、令和7年度は26件の動画を選定。環境省HPで公表している。環境大臣名の認定書を授与している。

- **応募テーマ**：学校教育又は社会教育において、子ども（幼少期～高校生）を対象にした、SDGsや環境教育、ESDの実践取組
- **応募区分**：①学校教育部門：保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校など  
②社会教育部門：動物園・水族館、博物館、公民館、自然学校、NGO/NPO、自治体、企業、地域コミュニティなど
- **応募条件**：動画の長さは3分程度



**環境教育・ESD実践動画100選**

子どもを対象としたSDGsや環境教育、ESDの3分間の実践動画を募集します！

応募期間  
令和7年  
6/25(水)～  
9/22(月)

～始めよう！広げよう！学びの取組～

**応募テーマ**  
学校教育または社会教育において子ども（幼少期～高校生）を対象としたSDGsや環境教育、ESDの実践取組

**環境教育・ESD実践動画100選とは**  
持続可能な社会を実現するためには、現代社会における様々な問題を、自らの問題として主体的に捉え、取り組むことが求められます。そのような問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらす社会づくりを目指して行われる教育が、環境教育・ESDであり、その実践を社会に広げていくことが重要です。

「環境教育に取り組みたいけれど、具体的にどんなことをすればよいかわからない・・・」  
「こんなプログラムを実施してみたいけど、他にはどんなことができるだろう？」  
「今、学校の授業で子どもたちがイキイキと取り組んでいることを、発信してみたい」  
「選定されたら子どもたちも喜びになるはず！」

このように現場で実践する皆様や学ぶ皆様のヒントになるよう、環境教育・ESDの実践の優良事例の動画を「環境教育・ESD実践動画100選」として選定し、優良事例のショーケースとして広く発信します。

環境教育・ESD実践動画 100選

土壌を育み、川を守る  
郡上の資源循環教育

～土壌を育み、川を守る～資源循環教育  
岐阜県立自然教育学校本巣郡上分校  
5年生 5年組

お知らせ  
2026年2月29日 第1回・第2回 環境教育・ESD実践動画100選募集！  
2025年11月25日 2025年度の募集締め切りです！  
2025年7月9日 第1回・第2回 環境教育・ESD実践動画100選募集！  
2025年6月25日 令和7年度の募集を開始しました！

動画を検索する

検索年度 2025 2024 2023

検索: すべて

26件の動画

環境教育・ESD実践動画100選

富田町立富田小学校  
富田町立富田小学校  
富田町立富田小学校  
富田町立富田小学校

富田町立富田小学校  
富田町立富田小学校  
富田町立富田小学校  
富田町立富田小学校

富田町立富田小学校  
富田町立富田小学校  
富田町立富田小学校  
富田町立富田小学校

校種や社会教育施設の種類、脱炭素社会、循環型社会、生物多様性保全などのテーマを選んで検索・視聴することができる。

# 環境学習STATIONの一部リニューアルについて



環境学習STATIONについて、令和7年6月にURL変更（<https://policies.env.go.jp/policy/eco/>）をしましたが、更に、環境教育の教材や指導参考資料等のリンク集のページを整理し、年度内の公開を予定しています。

## 現在のリンク集

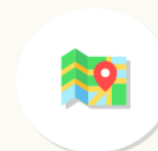
○ 授業に活かす 検索ページ



授業に活かす



仕事に活かす



地域に活かす

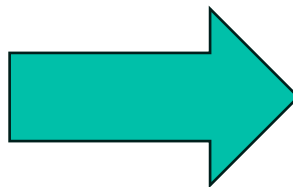


家庭に活かす

[TOP](#) > 授業に活かす

### 環境教育・ESD

| タイトル  | 発行主体            | 教材内容  |
|---|-----------------|---|
| <a href="#">環境教育・環境パートナーシップパンフレット</a>   | 環境省             | 「学びをつなげる環境教育」、「子ども向けESD・SDGs(パンフレット)」、「『学びあう場』をデザインする～環境教育から学ぶ10のファシリテーションスキル～」などの環境教育・ESD、パートナーシップに関する資料・パンフレットを掲載。  |
| <a href="#">環境教育・ESD実践動画100選</a>  | 環境省             | 環境教育・ESDの実践事例から、新たに取り組もうとしている方が「やってみよう」と思える事例の動画を全国より集めて選定、公表。  |
| <a href="#">日本ユネスコ国内委員会・持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)</a> | 文部科学省           | ユネスコによる「持続可能な開発のための教育(ESD)」とは、どのような教育なのかを詳しく説明。「持続可能な開発のための教育(ESD) 推進の手引」やESDを分かりやすく説明するストーリーブック「ESD QUEST」などを掲載。   |
| <a href="#">環境教育指導資料(幼稚園・小学校編)</a>  | 国立教育政策研究所       | 我が国の環境教育に関する最新の動向を踏まえつつ、学校教育において環境教育の取組の一層の充実が図られるよう作成したものであり、指導のポイントや留意点などを実践事例とともに具体的に紹介。(2014.10)  |
| <a href="#">環境教育指導資料(中学校編)</a>  | 国立教育政策研究所       | 我が国の環境教育に関する最新の動向を踏まえつつ、学校教育において環境教育の取組の一層の充実が図られるよう作成したものであり、指導のポイントや留意点などを実践事例とともに具体的に紹介。(2016.12)  |
| <a href="#">総合的な学習の時間</a>   | 文部科学省           | 総合的な学習の時間に係る計画の基本的な考え方や具体例、学習指導等について、わかりやすく解説。児童生徒を対象とした「探究」に係るコンテストについても掲載。  |
| <a href="#">環境教育・学習関連情報</a>   | 文部科学省           | 文部科学省における環境教育・環境学習関連情報についての資料や、学校教育、社会教育、体験活動といった関連分野に関するリンクをとりまとめた掲載。  |
| <a href="#">環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備推進</a>  | 文部科学省           | エコスクールは、環境負荷の軽減や自然との共生を考慮した学校施設として整備して、環境教育の教材として活用するもの。エコスクールの整備に際して参考となる情報や実践事例等について紹介。   |
| <a href="#">国際的な学習と教育のプログラム・グループ(GLOBE)</a>   | グローブ事務局(東京学芸大学) | GLOBE(Global Learning and Observations to Benefit the Environment)は、全世界の幼児・児童・生徒、教師及び科学者が相互に協力しながら、全世界の様々な環境に関する意識の啓発、地球に関する科学的理解の促進、理科教育においてより高い水準へ到達するための手助けとなることを目的として環境観測や情報交換を行う、学校を基礎とした国際的な環境教育のプログラムです。グループの概要や、グローブスクールで取り組まれているグローブ活動の実践事例を学ぶことができます。また、グローブ活動で用いられる全世界共通の観測手法(観測プロトコル)の詳細、ティーチャーズガイドなどを紹介。 |
| <a href="#">環境展望台</a>   | 国立環境研究所         | 見晴らしの良い「展望台」のように「環境の保全に関する国内及び国外の情報」を広く収集し、わかりやすく提供。5つのコンテンツ群(ニュース・イベント、環境GIS、環境GIS+、研究・技術、環境学習)で構成。  |



## 更新後のイメージ(仮)

絞り込み検索

以下の条件から、環境教育に関連する教材や情報を絞り込んで検索できます。

主な対象  幼稚園  小学校  中学校  高校・大学等  社会人  
 制作者別  国  地方自治体  その他  
 主な分野  全般  ESD・教育  気候変動・エネルギー  自然環境・生物多様性  
 循環経済・リサイクル  公害・環境保健  復興  その他  
 種類  動画  補助教材  指導参考資料  参考情報  GIS  データベース  
 法令・ガイドライン  白書  体験活動  研究  中間支援組織  認定教材

全 101 件中 101 件を表示

**環境教育・環境パートナーシップパンフレット**

「子ども向けESD・SDGs(パンフレット)」、「『学びあう場』をデザインする～環境教育から学ぶ10のファシリテーションスキル～」などの環境教育・ESD、パートナーシップに関する資料を掲載。

[小学校](#) [中学校](#) [高・大](#) [社会人](#)  
[国](#) [教育](#) [参考情報](#) [指導資料](#)

**学びをつなげる環境教育(学びの地図)**

学習指導要領において環境教育に関連するとされる各教科の内容を整理し、ESDモデルプログラム(授業展開例・実践例)と関連付けて再構成。(2022年)

[小学校](#) [中学校](#) [国](#) [教育](#)  
[指導資料](#) [参考情報](#)

**環境教育体験活動優良事例集**

環境教育体験活動の優良事例集。幼児期に関する事例集も掲載。

[幼稚園](#) [小学校](#) [中学校](#) [高・大](#)  
[社会人](#) [国](#) [教育](#) [参考情報](#)  
[体験](#)

**環境教育・ESD実践動画100選**

環境教育・ESDに新たに取り組もうとしている方が「やってみよう」と思える、実践事例の3分前後の動画を全国より集めて選定・公表、分野別に検索できる。

[幼稚園](#) [小学校](#) [中学校](#) [高・大](#)  
[社会人](#) [国](#) [教育](#) [参考情報](#)  
[動画](#)

**体験の機会の場**

環境教育等促進法に基づき、都道府県知事の認定を受けた、安全性の基準を満たし質の高いプログラムを提供する「体験の機会の場」に関する情報を掲載。

[幼稚園](#) [小学校](#) [中学校](#) [高・大](#)  
[社会人](#) [国](#) [教育](#) [参考情報](#)  
[動画](#) [体験](#)

**ESD活動支援センター**

Education for Sustainable Development(持続可能な開発のための教育)を日本各地に広げていくために設置。ESDの実践に役立つ情報の収集・提供、相談支援等を実施。

[幼稚園](#) [小学校](#) [中学校](#) [高・大](#)  
[社会人](#) [国](#) [教育](#) [参考情報](#)  
[参考情報](#) [中間支援](#)

---

## 4. 環境教育等促進法及び基本方針施行状況調査結果 (令和5年度の状況) について

---

# 多くの自治体では行動計画等を策定。学校向けの施策を中心に、指導者育成や教材提供等の支援策を実施

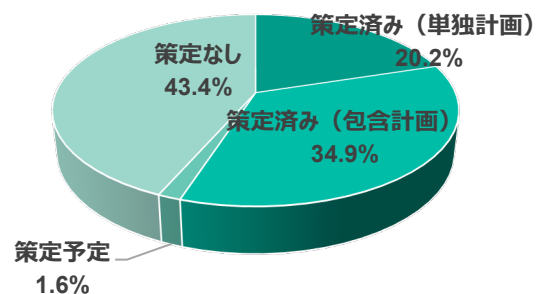


※都道府県、政令市、中核市（計129団体）を対象

【出典】環境省「令和6年度地方公共団体における環境教育等促進法及び基本方針に係る施行状況調査」結果を整理したもの（有効回答数 129自治体）

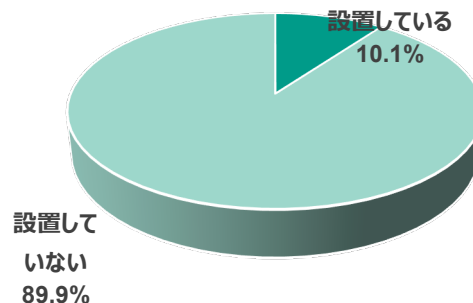
## ○ 環境教育等促進法第8条に基づく行動計画等の策定状況

<都道府県・政令市・中核市>



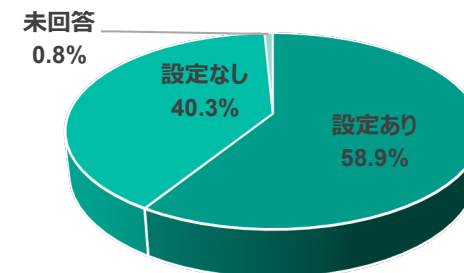
参考  
第8条1項：都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を作成するよう努めるものとする。

## ○ 環境教育等推進協議会の設置状況



参考  
8条の2 行動計画を作成しようとする都道府県及び市町村は、行動計画の作成に関する協議及び行動計画の実施に係る連絡調整を行うための環境教育等推進協議会を組織することができる

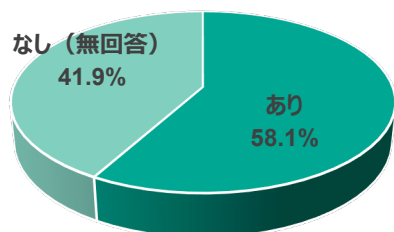
## ○ 成果指標の設定状況



- ・環境教育に関する講座等の受講者やイベントへの参加者の数
- ・個別の環境教育プログラムの満足度等の調査
- ・意識調査での理解度や関心度、取組意欲
- ・世帯当たりのエネルギー消費量、ゴミ排出量
- ・学校版ISOや自治体独自のエコスクール参加数・認定数 等

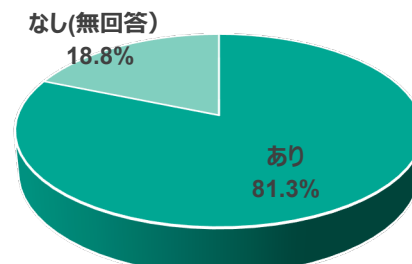
## ○ 環境教育に係る支援等について

### ① 環境教育指導者、環境リーダー等育成研修

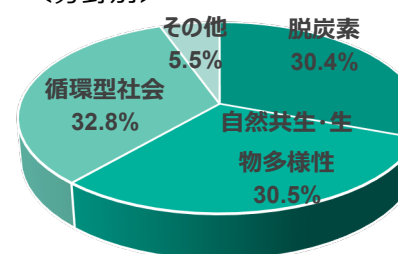


- ・教員等（保育士、教職員）、環境アドバイザー等を対象とした研修の実施や教職員等研修への職員派遣
- ・高校生・大学生を対象とした研修会、交流会を実施（京都府「WE DO KYOTO」ユースサポーターなど）
- ・地域で体験型・参加型の環境教育をコーディネートする人材を育成する講座の開催。（高知県「生物多様性こうち戦略推進リーダー養成講座」など）

### ② 環境教育に係る教材・プログラム



<分野別>



- ・児童生徒用の副読本、動画教材、ワークシート、教員用指導書などを提供
- ・企業、市民団体、大学等が実施しているプログラム（出前講座、工場見学等）をとりまとめた冊子を作成
- ・一元的なポータルサイトでの情報提供（福岡県「福岡生きものステーション」など）

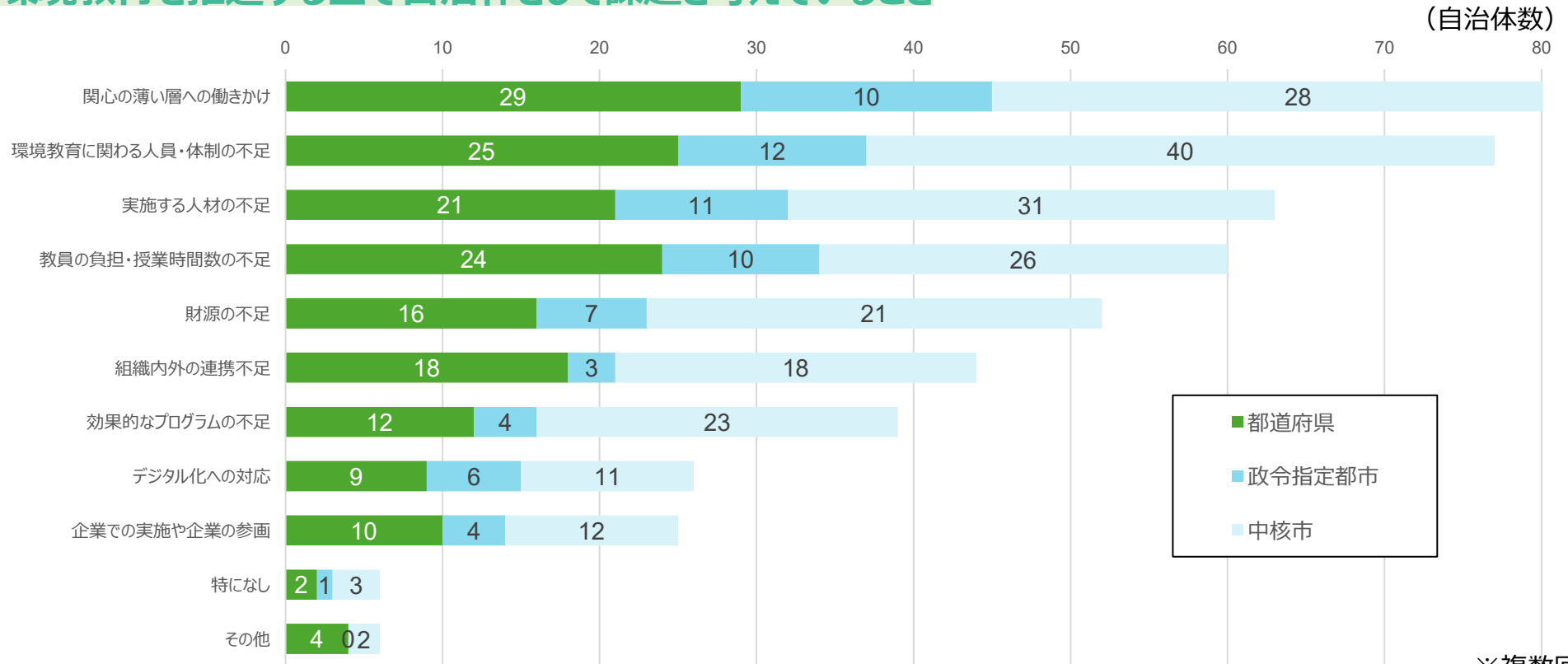
※複数回答可

# 課題は関心の薄い層への働き掛け、人員・体制の不足、人材の不足が大きい。学校の負担感にも課題を抱えていると都道府県も多い。

※都道府県、政令市、中核市（計129団体）を対象

【出典】環境省「令和6年度地方公共団体における環境教育等促進法基本方針に係る施行状況調査」結果を整理したもの（有効回答数 129自治体）

## ○ 環境教育を推進する上で自治体として課題と考えていること



※複数回答可

### <自由記述（抜粋）>

- 育成した環境人材が活躍できる環境や場面の不足
- 効果的な周知方法
- 特定の学校においては実証的に取り組めても、市町ごとに教育委員会が異なり、統一的に取り組むことが難しい
- 環境教育を実施する人材の高齢化
- 多様な主体が相互に交流・連携しあうネットワークづくり

---

## 5. 参考情報

---

<https://survey.gov-online.go.jp/environment/202511/hutai/r07/r07-kankyokyoiku/>

## 1. 調査目的

環境教育に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。

## 2. 調査項目

1. 環境意識と環境教育について
2. 環境意識と環境配慮行動について
3. 環境教育・学習の機会について

## 3. 調査対象

1. 母集団 全国18歳以上の日本国籍を有する者
2. 標本数 3,000人
3. 抽出方法 層化2段無作為抽出法
4. 調査時期 令和7年9月25日～令和7年11月2日
5. 調査方法 郵送法
6. 調査実施機関 一般社団法人 中央調査社
7. 回収結果 有効回収率 59.1%



速報値とは異なり、確報（報告書）では、性別、年齢層、地域（規模）などによるクロス集計も出されている。



## 「体験の機会の場」認定手続 認定を受けることのできる要件等

### 認定を受けることのできる要件（環境教育等促進法第20条1項・2項）

- 当該体験の機会の場で行う事業の内容等が
  - (1) 環境教育等促進法の**基本方針に照らして適切**なものであること。
  - (2) 行動計画を作成している都道府県にあっては、当該**行動計画に照らして適切**なものであること。
  - (3) 当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する**事業の内容が主務省令で定める基準に適合**するものであること。

#### 【環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（第8条第1項）】

- ① **環境の保全に関する学習の機会**の提供を行うこと。
- ② **適切な計画**が定められていること。
- ③ 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の**参加者及び実施者の安全の確保**を図るための措置が講じられていること。
- ④ 特定の者に対して不当な**差別的取扱いをするものでない**こと。
- ⑤ 利益の分配その他の**営利を主たる目的とするものでない**こと。
- ⑥ 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に**1年以上従事した経験を有する者**若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の**指導の下に適切に行われるもの**であること。

- (4) 当該**土地又は建物が主務省令で定める基準に適合**するものであること。

#### 【環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（第8条第2項）】

認定の申請に係る土地又は建物について、**安全の確保その他の適切な管理が行われている**こと。

- 都道府県は、その自然的社会的条件から環境保全の意欲の増進を効果的に推進するために必要があると認めるときは、基本方針を参酌して、条例で、(1)から(4)に掲げる要件に加えて適用すべき要件を定めることができる。

## 認定・届出等の手続

### 認定、届出等（第20条5項・8項）

- ・都道府県知事は、認定をしようとするときは、あらかじめ**都道府県教育委員会に協議**しなければならない。
- ・認定民間団体等は、第3項各号に掲げる事項を**変更したとき**又はその**提供を行わなくなったとき**は、主務省令の定めるところにより、遅滞なく、その旨を**都道府県知事に届け出なければならない**。

【第3項】①**氏名※**又は**名称**及び**住所**並びに法人その他の団体にあつては**代表者の氏名※** ②体験の機会の場の**名称及び所在地** ③当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する**事業の内容** ④その他主務省令で定める事項（※省令第9条1項 ①認定の申請に係る体験の機会の場で行う**事業の対象となる者の範囲**、②認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を**提供する期間**）

※旧姓併記を希望する場合は（ ）で併記（併記のある住民票の写しや登記事項証明書を提出）

### 認定の有効期間（第20条の2）

- (1) 都道府県知事は、認定をする場合において、当該認定の日から起算して**5年を超えない範囲内においてその有効期間を定める**ものとする。
- (2) 前項の有効期間の**更新**を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、**都道府県知事に申請書を提出**しなければならない。

### 報告、助言（第20条の4）

- (1) 認定民間団体等は、**毎年**、主務省令で定めるところにより、**その運営の状況を都道府県知事に報告**しなければならない。
- (2) 都道府県知事は、認定民間団体等に対し、当該認定体験の機会の際の提供の適正な実施を確保するために必要な限度において**報告若しくは資料の提出を求め**、又は当該認定体験の機会の際の適正な運営を図るため**必要な助言**をすることができる。

#### 【環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（第12条第1項1号～8号）】

①実施の内容、②実施の目的、③実施の期間、④実施の回数、⑤参加に要する費用、⑥参加者数、⑦参加又は実施者の生命又は身体について被害が発生した事故の有無並びに当該事故があるときはその内容及び再発を防止するために講じた措置、⑧収支決算

#### 【参考】登録免許税の徴収について

「体験の機会の際」の認定を受けた場合は、登録免許税15,000円を納付する。（登録免許税法第2条別表第1の157(1)）

# 申請書類の提出等

## 申請書の提出 (法第20条第3項、規則第9条第1項)

| 申請に必要となる事項  | 申請書様式        |
|---|--------------|
| ①氏名※又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名 (法20条3項1号)         | 規則様式第7 (申請書) |
| ②体験の機会の場の名称及び所在地 (同項2号)                               | //           |
| ③当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容 (同項3号)               | //           |
| ④認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の対象となる者の範囲 (同項4号、規則9条1項1号)       | //           |
| ⑤認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期間 (同号、規則同項2号) | //           |

The image shows a screenshot of a web-based application form. At the top, it says '法人個人(個人事業主)登録済' (Registered as a legal entity/individual/business owner). Below that, there are input fields for '氏名(姓) 氏名(名)' (Name: Surname, Name) and '住所(〒) 住所(市区町村) 住所(番地) 住所(丁目)' (Address: Postal code, City/Town/Village, Building number, Chome). There are also checkboxes for '住所を併記する' (Check to register address) and '法人として申請する' (Apply as a legal entity). The main body of the form contains several text boxes for providing details about the experience venue and the business content. At the bottom, there are instructions and a '印刷' (Print) button.

申請書 (規則様式第7)

※旧姓併記を希望する場合は ( ) で併記 (併記のある住民票の写しや登記事項証明書を提出)

# 申請書の提出等



## 添付書類の提出（規則第9条2項）

| 添付書類   | 「体験の機会の場の認定の申請要領」（※）別紙等            |
|--|------------------------------------|
| ①住民票写し（個人）、定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの（法人その他の団体）【規則第9条2項1、2号】                         | ・発行から6か月以内のもの<br>・その他の団体については団体規約等 |
| ②法20条第4項各号に該当しないことを説明した書類【同項3号】  | 別紙1                                |
| ③申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の実績を記載した書類【同項4号】                            | 別紙2                                |
| ④申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書【同項5号】   | 別紙3、4                              |
| ⑤認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類【同項6号】 | 別紙4の2                              |
| ⑥認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類【同項7号】                    | 別紙5                                |
| ⑦認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類【同項8号】                           | 別紙3                                |
| ⑧認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの【同項9号】                              | ・申請者が所有者でない場合は、貸借権や使用貸借権等を証明する書類   |
| ⑨認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書【同項10号】                      | 別紙6                                |
| ⑩その他参考となるべき事項を記載した書類【同項11号】  |                                    |

※環境省HP（[https://www.env.go.jp/policy/post\\_59.html](https://www.env.go.jp/policy/post_59.html)）に掲載。国に申請する場合の要領。自治体に申請する場合は別途定めても可。

# 「体験の機会の場」コンセプトムービー



環境省「体験の機会の場～SDGs実現に向けた環境教育～」コンセプトムービー

▶ コンセプトムービー  
[https://www.youtube.com/watch?v=42Xy\\_Mlr9u8](https://www.youtube.com/watch?v=42Xy_Mlr9u8)



▶ プロモーションムービー  
[https://www.youtube.com/watch?v=K\\_w7g\\_AqbZU](https://www.youtube.com/watch?v=K_w7g_AqbZU)



プロモーションサイト  
<https://policies.env.go.jp/policy/eco/taiken-kikainoba/>





## 環境学習STATION

<https://policies.env.go.jp/policy/eco/>



## 環境教育推進室 SNS

